

国土形成計画法施行令案参照条文

○ 国土形成計画法 (昭和二十五年法律第二百五号) 抄

(広域地方計画)

第九条 国土交通大臣は、次に掲げる区域 (以下「広域地方計画区域」という。) について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。

- 一 首都圏 (埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
- 二 近畿圏 (京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
- 三 中部圏 (愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
- 四 その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域

25 (略)

(広域地方計画協議会)

第十条 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市 (以下この条において「国の地方行政機関等」という。) により、広域地方計画協議会 (以下「協議会」という。) を組織する。

28 (略)

○ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 抄

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市 (以下「指定都市」という。) は、次に掲げる事務のうち都道府

県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

2  
(略)